川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月22日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第4条第10項中「平成24年川崎市条例第82号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。」を加え、同条に次の3項を加える。

1 1 指定介護老人福祉施設(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人のものに限る。以下この条において同じ。)に川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条

例(平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第100条第1項 に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域 密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所 介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併 設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は川崎市指定地域密着 型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護 予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する 条例(平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サー ビス基準条例」という。)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知 症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併 設される事業所の生活相談員、栄養士石とは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該 指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められると きは、これを置かないことができる。
- 13 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準条例第83条第1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービ ス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専

門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介 護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これ を置かないことができる。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに 準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁 的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては 認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報 処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。)に係る記録 媒体をいう。)」に改める。

第25条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師 及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を 得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に 応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。
 - 第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
 - 第34条を次のように改める。

(協力医療機関等)

- 第34条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の病状の急変等に備える ため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の 要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなけれ ばならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることによ り当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療

を行う体制を、常時確保していること。

- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の 医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要す ると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している こと。
- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機 関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染 症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設の開設者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
 - 第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の

- 次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中 「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条 に次の1項を加える。
- 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイト に掲載しなければならない。
 - 第41条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置)

第41条の3 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に 係る研修を受講するよう努めなければならない。

第56条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日

までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第35条第3項(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第34条第1項(新条例 第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例 第34条第1項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努 めなければ」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第41条の3(新条例第 55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第 41条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

参考資料

制定要旨

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設の開設者は、一定の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととすること、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。